



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社長谷エコーポレーション  
 代 表 者 名 代表取締役社長 辻 範 明  
 (コード番号 1808 東証第1部)  
 本 社 所 在 地 東京都港区芝二丁目32番1号  
 問 合 せ 先 執行役員 広報IR部 担当 岡 田 裕  
 (TEL 03-3456-3900)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 98 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 26 年 7 月 14 日に、第 1 回 B 種優先株式 6,000,000 株を取得し、同日消却したことにより、発行済みの優先株式を全て消却いたしました。それに伴い、B 種優先株式の発行可能株式総数をはじめとし、優先株式に関する記載を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は 4 億 3,400 万株とし、 <u>このうち 4 億 2,000 万株は普通株式、1,400 万株は B 種優先株式とする。</u>	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は 4 億 2,000 万株とする。
(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>全ての種類の株式において 100 株とする。</u>	(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
<u>第 2 章の 2 優先株式</u>  (無議決権株式) 第 12 条 <u>優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。</u>	(削除)
(優先配当) 第 13 条 <u>当社は、第 50 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株</u>	(削除)

<p><u>式質権者（以下「優先株質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、第93期事業年度以降、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度に限り累積するもの（以下「B種累積未払配当金」という。）とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。</u></p> <p><u>3. B種株主またはB種質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第50条に定める配当金（第51条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(優先中間配当)</u></p> <p><u>第14条 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第15条 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。優先株主または優先株質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得(償還請求権))</u></p> <p><u>第16条 第1回B種優先株式(以下「1B優先株式」という。)を有する株主(以下「1B優先株主」という。)は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間(以下「1B償還請求可能期間」という。)において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求(本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1B優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1B償還請求限度額」という。)を限度として、1B優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。</u></p> <p><u>2. 1B償還請求限度額あるいは1B償還請求可能株式数を超えて1B優先株主からの償還請求があった場合には、1B償還請求可能株式数を上限として1B償還請求限度額内で、償還請求された株式数に基づく比例按分(但し、計算の結果生ずる各株主毎の1株未満の端数については切捨てるものとする。以下同様とする。)その他の方法により償還すべき株式を決定する。</u></p> <p><u>3. 当社は、償還請求があった場合、各事業年度の1B償還請求可能期間満了日から1ヶ月以内に償還の対価を支払うものとする。</u></p> <p><u>4. 当社は、1B優先株主または1B優先株式の登録株式質権者(以下「1B質権者」という。)に対して、償還の対価として1株につき</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---



<p><u>本円 TIBOR（6ヶ月物）を、10月1日から3月31日までは10月1日の日本円 TIBOR（6ヶ月）を用いるものとする。</u></p>	
<p><u>（新株の割当を受ける権利等）</u>  <u>第 18 条 当社は、優先株主には、新株の割当を受け</u>  <u>る権利もしくは新株予約権の割当を受ける権</u>  <u>利を与えず、株式無償割当もしくは新株予約</u>  <u>権無償割当を行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>（取得請求権付株式である優先株式の取得（転換請求</u>  <u>権）</u>  <u>第 19 条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で</u>  <u>定める転換（本定款において、取得と引換え</u>  <u>に普通株式を交付することをいう。）を請求し</u>  <u>得べき期間中、当該決議で定める転換の条件</u>  <u>で優先株式の転換を請求することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき</u>  <u>普通株式の数を、当該転換の請求があった優</u>  <u>先株式の発行価額の総額を転換価格で除し</u>  <u>て得られる数とするものとする。転換価額は</u>  <u>当初転換価額を当社の普通株式の時価を</u>  <u>基準として発行に際して取締役会の決議で</u>  <u>定める額とし、当該取締役会決議により転換</u>  <u>価額の修正および調整の方法を定めること</u>  <u>ができる。転換により交付すべき普通株式の</u>  <u>数に1株に満たない端数がある場合には、こ</u>  <u>れを切捨てるものとし、この場合において</u>  <u>は、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交</u>  <u>付は行わないものとする。</u></p>	(削除)  (削除)
<p><u>（取得条項付株式である優先株式の取得（強制転換）</u>  <u>第 20 条 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換</u>  <u>請求のなかった優先株式を、同期間の末日の</u>  <u>翌日（以下「強制転換日」という。）以降の取</u>  <u>締役会で定める日をもって、取得することと</u>  <u>引換えに、優先株式 1 株の発行価格相当額を</u>  <u>強制転換日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3</u>  <u>0 取引日の東京証券取引所における当社の</u>  <u>普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示</u>  <u>を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）</u>  <u>で除して得られる数の普通株式を交付する。</u>  <u>平均値の計算は、円未満小数第 1 位まで算出</u>  <u>し、その小数第 1 位を切り上げる。この場合、</u>  <u>当該平均値が（1）取締役会の決議で定める</u>  <u>上限転換価額を上回るときまたは（2）取締</u>  <u>役会の決議で定める下限転換価額を下回ると</u>  <u>きは、優先株式 1 株当たりの発行価額相当額</u>  <u>を（1）の場合は当該上限転換価額で、（2）</u></p>	(削除)

	<u>の場合は当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</u>	
第 21 条 (条文省略) ～ 第 25 条		第 12 条 (現行どおり) ～ 第 16 条
(種類株主総会) 第 26 条 第 22 条および第 25 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。  2. 第 11 条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。  3. 第 24 条の規定は、会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。		(削除)
第 27 条 (条文省略) ～ 第 51 条		第 17 条 (現行どおり) ～ 第 41 条
(除斥期間) 第 52 条 金銭による剰余金の配当および中間配当(優先配当金および優先中間配当金を含む。)が、支払開始日から満 3 年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。		(除斥期間) 第 42 条 金銭による剰余金の配当および中間配当が、支払開始日から満 3 年を経過しても受領がないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以上